法人税額基準額の計算	通算法人の令和４年４月１日から令和５年３月31日までの間に開始する事業年度に係る法人税額基準額の計算	⑾ ＞ 10％の場合の特例加算割合 $((11)-\frac{10}{100})\times 2$ （小数点以下３位未満切捨て） （0.1を超える場合は0.1）
		基準年度比合算売上金額減少割合≧２％の場合の特例加算割合 （別表六（十三）「11」）
		法人税額基準額 （⑲＋（別表六（十五）「９」））×（0.25＋⑳＋㉑）
	上記以外の場合	10％の場合の特例加算割合 $((11)-\frac{10}{100})\times 2$ （小数点以下３位未満切捨て） （0.1を超える場合は0.1）
		比合算売上金額減少割合≧２％の場合加算割合 （別表六（十一の二）「11」）
		税額基準額 六（十二の二）「９」））×（0.25＋⑳＋㉑）

を

に、

控除分配割合 （別表六（八）「19」）÷⑲	控除分配割合 （別表六（九）「16」）÷⑲

に改め、同表の記載要領第11号(1)中「「他の通算法人の試験研究費の額の合計額（別表十八の二「10の計」－別表六（八）「１」）(1)」」を「「他の通算法人の試験研究費の額の合計額（別表十八（二）「12の計」－別表六（九）「１」）(1)」」に、「別表六（八）付表「１」」を「別表六（九）付表「１」」に改め、同号(2)から(5)までを次のように改める。

(2)　「他の通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額（別表十八（二）「13の計」－別表六（九）「４」）(3)」の欄には、確定申告書等に添付された別表六（九）付表「３」の金額を記載すること。

(3)　「他の通算法人の比較試験研究費の額の合計額（別表十八（二）「14の計」－別表六（九）「５」）(5)」の欄には、確定申告書等に添付された別表六（九）付表「５」の金額を記載すること。

(4)　「他の通算法人の平均売上金額の合計額（別表十八（二）「15の計」－別表六（九）「８」）(9)」の欄には、確定申告書等に添付された別表六（九）付表「９」の金額を記載すること。

(5)　「他の通算法人の調整前法人税額の合計額（別表十八（二）「16の計」－別表六（九）「16」）(18)」の欄には、確定申告書等に添付された別表六（九）付表「18」の金額を記載すること。

別表六(九)付表の記載要領第五号中「「法人税額基準額（⑲＋（別表六（十二の二）「９」））×（0.25＋⑳＋㉑）(22)」」を「「法人税額基準額（⑲＋（別表六（十五）「９」））×（0.25＋⑳＋㉑）(22)」」に改め、同表を別表六(九)付表とする。

別表六(九)の次に次の一表を加える。